

川崎市、空き家処分容易に

市街化調整区域 来春に規制緩和

川崎市は来年4月、無秩序な市街地開発を抑制するため設けていた市街化調整区域の規制を緩和する方針だ。建築物の所有権移転を制限してきた結果、建築物の老朽化や所有者の死去などで空き家になるケースが目立ってきた。このため、所有

業従事者の住宅や、農家世帯からの分家を理由に許可を得た建築物。築20年以上で、10年以上の利用実績があることなどが条件だ。約160軒が対象になるとみられる。

案について、今月25日まで市民から意見を募集する。結果は来年2月に公表し、同4月から規制緩和の運用を始める方針だ。

今後は許可基準の改正

川崎市は1970年の都市計画決定で、市街化

を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に分けた。ただ、同市は東京都や横浜市のベッドタウンとして、決定以前から宅地化が進み、市域に占める調整区域の割合は11・8%と、政令指定都市平均（34・5%）に比べ低水準にとどまった。このため、川崎市は建築物の所有権移転や新築を厳しく制限してきた。

横浜国大と上海・華東師範大

学位の同時取得で連携

認め。調整区域の設定から40年以上がたち、不動産を処分したい住民ニーズなどに対応する。

横浜国立大学は5日、

の学士号が得られるダブル

ことで合意し、覚書に調

市街化調整区域内で所有権移転を認めるのは農

中国・上海の華東師範大

ルディグリー（共同学位）の履修コースを設置する

できる人材の育成が狙